

改 正 後	改 正 前
「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 航空編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。)に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 (省略) 第 2 節 予備審査制による申告及び申請手続 輸入申告 (申告納税) (B P 承認申請を含む。)、輸入申告 (少額関税無税) (B P 承認申請を含む。)、輸入 (引取) 申告、輸入 (引取・特例) 申告、特例委託輸入 (引取) 申告、特例委託輸入 (引取・特例) 申告、蔵入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請 (以下この節において「輸入申告等」という。) について、予備申告をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。 【予備申告の流れ】 (省略) 1 予備申告事項の登録 (1) 予備申告事項の登録 <u>通関業者等 (ただし、この節においては「予備審査制について (平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号)」において、予備審査制の利用を認めないものとされた者を除く。)</u> は、後記 3 (予備申告) の前に、予備申告事項を前節 1 (1) (輸入申告等事項の登録) に準じてシステムに登録する。 ただし、予備申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (予備申告) により、予備申告をシステムに登録する。	「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 航空編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。)に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 (同左) 第 2 節 予備審査制による申告及び申請手続 輸入申告 (申告納税) (B P 承認申請を含む。)、輸入申告 (少額関税無税) (B P 承認申請を含む。)、輸入 (引取) 申告、輸入 (引取・特例) 申告、特例委託輸入 (引取) 申告、特例委託輸入 (引取・特例) 申告、蔵入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請 (以下この節において「輸入申告等」という。) について、予備申告をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。 【予備申告の流れ】 (同左) 1 予備申告事項の登録 (1) 予備申告事項の登録 <u>通関業者等</u> は、後記 3 (予備申告) の前に、予備申告事項を前節 1 (1) (輸入申告等事項の登録) に準じてシステムに登録する。 ただし、予備申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (予備申告) により、予備申告をシステムに登録する。

改 正 後

なお、登録済申告可能者であれば、後記２（予備申告事項の訂正）による訂正、又は後記３（予備申告）による予備申告のシステムへの登録を実施することができる。

登録した予備申告事項については、後記２（予備申告事項の訂正）により、予備申告（「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ））を実施するまでの間、訂正することができる。

（２） （省略）

２から６まで （省略）

第３節から第５節まで （省略）

第６節 輸入マニフェスト通関申告

システムを使用して関税法基本通達 67-4-6（マニフェスト等による輸入申告）及び 67-4-7（マニフェスト等による申告手続）に規定するマニフェスト等による輸入申告（以下この節において「輸入マニフェスト通関申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

【対象貨物】 （省略）

【輸入マニフェスト通関申告の流れ】 （省略）

１ 輸入マニフェスト通関申告

（１） 輸入マニフェスト通関申告の登録

輸入マニフェスト通関申告を行う者又はその代理人である通関業者（関税法基本通達 67-4-7 の 2（マニフェスト等による輸入申告の利用制限）において、マニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとされた者を除く。以下この節において「通関業者等」という。）は、「輸入マニフェスト通関申告」業務（業務コード：ＭＩＣ）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、輸入マニフェスト通関申告をシステムに登録する。

なお、通関業者が輸入マニフェスト通関申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査した上でシステムに登録する。

また、輸入マニフェスト通関の予備申告については、後記３（予備申告）による。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
(省略)		

「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。

イからホまで （省略）

（２）から（５）まで （省略）

２ （省略）

３ 予備申告

通関業者等がシステムを使用して輸入マニフェスト通関申告についての予備申告を行う場合は次による。

（１） （省略）

（２） 予備申告の受理及び通知

前記（１）（予備申告の登録）により予備申告が受理された場合で、当該予備申告が特例輸入者（特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む）、認定通関業者又は「予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日 蔵関第 251 号）」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」により行われたときは、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第４章（照会関係手続）付表 3-4-8（ＩＩＤ「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「３」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の３桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	１	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	* １	検査場検査	K
書類審査扱い	２		
検査扱い	３		

改 正 前

なお、登録済申告可能者であれば、後記２（予備申告事項の訂正）による訂正、又は後記３（予備申告）による予備申告のシステムへの登録を実施することができる。

登録した予備申告事項については、後記２（予備申告事項の訂正）により、予備申告（「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ））を実施するまでの間、訂正することができる。

（２） （同左）

２から６まで （同左）

第３節から第５節まで （同左）

第６節 輸入マニフェスト通関申告

システムを使用して関税法基本通達 67-4-6（マニフェスト等による輸入申告）及び 67-4-7（マニフェスト等による申告手続）に規定するマニフェスト等による輸入申告（以下この節において「輸入マニフェスト通関申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

【対象貨物】 （同左）

【輸入マニフェスト通関申告の流れ】 （同左）

１ 輸入マニフェスト通関申告

（１） 輸入マニフェスト通関申告の登録

輸入マニフェスト通関申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「輸入マニフェスト通関申告」業務（業務コード：ＭＩＣ）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、輸入マニフェスト通関申告をシステムに登録する。

なお、通関業者が輸入マニフェスト通関申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査した上でシステムに登録する。

また、輸入マニフェスト通関の予備申告については、後記３（予備申告）による。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
(同左)		

「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。

イからホまで （同左）

（２）から（５）まで （同左）

２ （同左）

３ 予備申告

通関業者等がシステムを使用して輸入マニフェスト通関申告についての予備申告を行う場合は次による。

（１） （同左）

（２） 予備申告の受理及び通知

前記（１）（予備申告の登録）により予備申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第４章（照会関係手続）付表 3-4-8（ＩＩＤ「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「３」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の３桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	１	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	* １	検査場検査	K
書類審査扱い	２		
検査扱い	３		

改 正 後

(出力情報)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／簡易）情報	A A D 1 F D 2	審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合。 <u>（注1）</u>	通関業者等
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／書類）情報	A A D 2 F D 2	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。 <u>（注1）</u>	
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／検査）情報	A A D 3 F D 2	審査区分として「3」（検査扱い）が付与された場合。 <u>（注1）</u>	
<u>輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／受理）情報</u>	<u>A A D 9 F D 0</u>	<u>「区分」欄が出力されない予備申告の場合。（注2）</u>	
検査指定情報	前記1（4）イ（システムにより検査指定された場合）参照	システムにより検査指定がされた場合。 <u>（注1）</u> （注3）	通関業者等 保税蔵置場 検査立会者 （注4）
予備申告（S）通知情報	A A D 6 0 5 0	「申告条件」欄に「S」（予備申告（航空貨物の集積場所で本申告自動起動））を入力した場合において、審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合。	保税蔵置場 （注5）

（注1）当該予備申告が特例輸入者（特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む）、認定通関業者又は「予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」により行われた場合に限る。

（注2）当該予備申告が特例輸入者（特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む）、認定通関業者又は「予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」以外の者により行われた場合に限る。

（注3）検査区分が付与された場合又は前記1（4）ロ（審査区分変更により検査指定された場合）により、税関による検査指定がされた場合に配信される。

（注4）システムに登録されている場合にのみ配信される。

（注5）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)（予備申告の受理及び通知）により予備申告が受理された場合は、前記1（3）（輸入マニフェスト通関申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出）に準じて行う。

ただし、「区分」欄が出力されない予備申告の場合、前記1（3）ロ（電子ファイルによる提出）による運送先一覧表及び関係書類の提出は、後記5（輸入マニフェスト通関申告（本申告））による本申告の実施後に行うことが可能となる。

(4) （省略）

(5) 予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記3（1）（予備申告の登録）による予備申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第1節3（5）（輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）による。

ただし、「区分」欄が出力されない予備申告の場合、後記5（輸入マニフェスト通関申告（本申告））による本申告の実施後に行うことが可能となる。

4 予備申告の変更

前記3（1）（予備申告の登録）により輸入マニフェスト通関申告についての予備申告を登録した通関業者等が、当該登録後、後記5（輸入マニフェスト通関申告（本申告））までの間に、予備申告内容に誤りがあることから、輸入マニフェスト通関申告内容を変更する場合は、予備申告を行った税関官署（通関担当部

改 正 前

(出力情報)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／簡易）情報	A A D 1 F D 2	審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合。	通関業者等
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／書類）情報	A A D 2 F D 2	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。	
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告／検査）情報	A A D 3 F D 2	審査区分として「3」（検査扱い）が付与された場合。	
（新規）			
検査指定情報	前記1（4）イ（システムにより検査指定された場合）参照	システムにより検査指定がされた場合。（注1）	通関業者等 保税蔵置場 検査立会者 （注2）
予備申告（S）通知情報	A A D 6 0 5 0	「申告条件」欄に「S」（予備申告（航空貨物の集積場所で本申告自動起動））を入力した場合において、審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合。	保税蔵置場 （注3）

（新規）

（新規）

（注1）検査区分が付与された場合又は前記1（4）ロ（審査区分変更により検査指定された場合）により、税関による検査指定がされた場合に配信される。

（注2）システムに登録されている場合にのみ配信される。

（注3）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)（予備申告の受理及び通知）により予備申告が受理された場合は、前記1（3）（輸入マニフェスト通関申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出）に準じて行う。

(4) （同左）

(5) 予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記3（1）（予備申告の登録）による予備申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第1節3（5）（輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）による。

4 予備申告の変更

前記3（1）（予備申告の登録）により輸入マニフェスト通関申告についての予備申告を登録した通関業者等が、当該登録後、後記5（輸入マニフェスト通関申告（本申告））までの間に、予備申告内容に誤りがあることから、輸入マニフェスト通関申告内容を変更する場合は、予備申告を行った税関官署（通関担当部

改 正 後

門) の了承を得た上で、次による。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第5節3（輸入申告等の手作業移行）による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記(5)（予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、税関（通関担当部門）へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該予備申告をこの章第5節2（輸入申告等の撤回）により撤回し、改めて予備申告を行うこととなることから留意すること。

項目名	画 面
あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸入者コード（注1）	「輸入者」欄左
輸入者名	「輸入者」欄右
通関予定蔵置場コード（注2）	「蔵置場所＊」欄
HAWB番号（注3）	「HAWB＊」欄

（注1）輸出入者コードを有しない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者への変更については可能である。

（注2）同一税関官署内であれば変更することができる。

なお、自由化申告においては、同一税関内に限らず当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する保税地域に変更することができる。

ただし、既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記(1)（予備申告の変更）により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

（注3）申告条件が「U」（予備申告（本邦到着時貨物引取本申告自動起動））又は「S」（予備申告（航空貨物の集積場所で本申告自動起動））の場合に限る。

(1) （省略）

(2) 予備申告変更の受理及び通知

前記(1)（予備申告の変更）により、予備申告変更が受理された場合で、当該予備申告が特例輸入者（特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む）、認定通関業者又は「予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」により行われたときは、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-4-8（IID「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	1	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	* 1	検査場検査	K
書類審査扱い	2		
検査扱い	3		

（出力情報）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入マニフェスト通関申告変更控（予備申告／簡易）情報	A A D 1 F F 2	審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合。 <u>（注1）</u>	通関業者等
輸入マニフェスト通関申告変更控（予備申告	A A D 2 F F 2	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。 <u>（注</u>	通関業者等

改 正 前

門) の了承を得た上で、次による。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第5節3（輸入申告等の手作業移行）による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記(5)（予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、税関（通関担当部門）へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該予備申告をこの章第5節2（輸入申告等の撤回）により撤回し、改めて予備申告を行うこととなることから留意すること。

項目名	画 面
あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸入者コード（注1）	「輸入者」欄左
輸入者名	「輸入者」欄右
通関予定蔵置場コード（注2）	「蔵置場所＊」欄
HAWB番号（注3）	「HAWB＊」欄

（注1）輸出入者コードを有しない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者への変更については可能である。

（注2）同一税関官署内であれば変更することができる。

なお、自由化申告においては、同一税関内に限らず当初の蔵置官署と異なる官署が管轄する保税地域に変更することができる。

ただし、既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行った場合は、後記(1)（予備申告の変更）により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

（注3）申告条件が「U」（予備申告（本邦到着時貨物引取本申告自動起動））又は「S」（予備申告（航空貨物の集積場所で本申告自動起動））の場合に限る。

(1) （同左）

(2) 予備申告変更の受理及び通知

前記(1)（予備申告の変更）により、予備申告変更が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-4-8（IID「輸入マニフェスト通関申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	1	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	* 1	検査場検査	K
書類審査扱い	2		
検査扱い	3		

（出力情報）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入マニフェスト通関申告変更控（予備申告／簡易）情報	A A D 1 F F 2	審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合。	通関業者等
輸入マニフェスト通関申告変更控（予備申告	A A D 2 F F 2	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。	通関業者等

改 正 後					改 正 前				
／書類) 情報		<u>1)</u>			／書類) 情報				
輸入マニフェスト通関 申告変更控 (予備申告 ／検査) 情報	A A D 3 F F 2	審査区分として「3」(検査扱 い) が付与された場合。 <u>(注 1)</u>	通関業者等		輸入マニフェスト通関 申告変更控 (予備申告 ／検査) 情報	A A D 3 F F 2	審査区分として「3」(検査扱 い) が付与された場合。	通関業者等	
<u>輸入マニフェスト通関 申告変更控 (予備申告 ／受理) 情報</u>	<u>A A D 9 F F 0</u>	<u>「区分」欄が出力されない予 備申告変更の場合。(注 2)</u>	<u>通関業者等</u>		<u>(新規)</u>				
検査取消票	A A D 6 3 0 0	検査指定済の場合で、検査実 施官署が変更となる場合。(注 1)	通関業者等 検査立会者 (注 <u>3</u>) 通関蔵置場 (注 <u>4</u>)		検査取消票	A A D 6 3 0 0	検査指定済の場合で、検査実 施官署が変更となる場合。	通関業者等 検査立会者 (注 <u>1</u>) 通関蔵置場 (注 <u>2</u>)	
<u>(注 1) 当該予備申告が特例輸入者 (特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む)、認定通関業者又は「予備審査制について (平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号)」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」により行われた場合に限る。</u> <u>(注 2) 当該予備申告が特例輸入者 (特例輸入者の申告を代理する通関業者を含む)、認定通関業者又は「予備審査制について (平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号)」に規定する「税関長が検査の事前通知を行うことが適当と認める者」以外の者により行われた場合に限る。</u> (注 <u>3</u>) システムに登録されている場合にのみ配信される。 (注 <u>4</u>) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。 (3) 予備申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出 前記(2) (予備申告変更の受理及び通知) により予備申告変更が受理された場合は、前記 2 (3) (輸入マニフェスト通関申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出) に準じて行う。 <u>ただし、「区分」欄が出力されない予備申告変更の場合、前記 1 (3) ロ (電子ファイルによる提出) による運送先一覧表及び関係書類の提出は、後記 5 (輸入マニフェスト通関申告 (本申告)) による本申告の実施後に行う。</u>					<u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (注 <u>1</u>) システムに登録されている場合にのみ配信される。 (注 <u>2</u>) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。 (3) 予備申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出 前記(2) (予備申告変更の受理及び通知) により予備申告変更が受理された場合は、前記 2 (3) (輸入マニフェスト通関申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出) に準じて行う。				
5 及び 6 (省略)					5 及び 6 (同左)				
第 2 章 (省略)					第 2 章 (同左)				